

○長野県警察の情報処理能力検定に関する訓令

平成6年2月28日
県警察本部訓令第4号

改正 平成13年3月県警察本部訓令第13号、15年3月第10号、16年4月第6号、18年3月第3号、28年3月第3号、30年3月第2号

長野県警察の情報処理能力検定に関する訓令を次のように定める。

長野県警察の情報処理能力検定に関する訓令
(趣旨)

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号）に基づき、長野県警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の級位)

第2条 能力検定は、初級及び中級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(能力検定の実施)

第3条 初級及び中級の能力検定は長野県警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

(合格者の通知)

第4条 本部長は、能力検定の合格者を決定したときは、受験者の所属長に通知するものとする。

(合格者台帳の記載)

第5条 本部長は、能力検定に合格した者を合格者台帳に記載しなければならない。

2 前項に規定する合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

(特例)

第6条 他の都道府県警察（警察庁、皇宮警察本部、管区警察局及び警察情報通信部を含む。）が実施した能力検定に合格した者は、この訓令に定める能力検定に合格したものとみなす。

2 初級及び中級の能力検定の対象となる知識及び技能を満たしていると認められる者については、当該級位の検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができるものとする。

(所属長及び職員の責務)

第7条 所属長は、職員に対して情報処理に関する知識、技能の指導及び教養を積極的に行い、その能力の向上に努めなければならない。

2 職員は、常に情報処理に関する知識及び技能の習得を図り、積極的に能力検定を受けるように努めなければならない。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な細目的事項は本部長が別に定める。

2 本部長は、警務部長に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができる。

附 則

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日県警察本部訓令第13号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日県警察本部訓令第10号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日県警察本部訓令第6号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日県警察本部訓令第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成28年3月14日県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日県警察本部訓令第2号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月7日から施行する。

(別表) (第2条関係)

能力検定内容

級位	知識及び技能
初級	<ol style="list-style-type: none">1 長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号）第2条第5号に規定する警察情報システム（以下「警察情報システム」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であつて、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの
中級	<ol style="list-style-type: none">1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であつて、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの